

平成 20 年度質の高い大学教育推進プログラム審査基準（案）

質の高い大学教育推進プログラムの審査は、この審査基準により行うものとする。

1 部会における審査

部会は、書面審査、ヒアリング及び合議の審査により選定候補（「余裕があれば、選定候補とする」ものも含む）とすべき取組を決定する。

(1) ヒアリングを実施すべき取組の決定

各部会は、書面及び合議の審査によりヒアリングを実施すべき取組を決定する。

①部会による個別書面審査

部会委員は、「質の高い大学教育推進プログラム申請書」をもとに行う書面審査に当たっては、平成 20 年度質の高い大学教育推進プログラム審査要項（以下「審査要項」という。）

「Ⅲ 審査方針」の各項目に留意して、表 1 により総合評価を行う。

○ ペーパーレフェリー評価

部会の部会長は、ヒアリングを実施すべき取組を選定する際の参考資料とするため、申請のあった各取組毎に選定した 2 名以上のペーパーレフェリーに対し、各大学等の「質の高い大学教育推進プログラム申請書」をもとに書面審査を依頼する。

書面審査に当たっては、審査要項「Ⅲ 審査方針」の各項目に留意して意見を付すものとする。

表 1

区 分	評 価
4	非常に優れている。
3	優れている。
2	不十分な点が見受けられる。
1	不十分である。

②合議審査

合議審査は、個別書面審査の結果についてペーパーレフェリーによる評価を参考とし、審議を尽くした上で、総合評価を表 2 により行い、ヒアリングを実施すべき取組を決定する。

その他、ヒアリングを実施すべき取組を選定するに当たって必要となる事項は、部会が部会毎に合議により定める。

表 2

区 分	評 価
○	ヒアリングを実施する。
×	ヒアリングは実施しない。

(2) ヒアリングの実施

- ① 部会において「質の高い大学教育推進プログラム申請書」を基にヒアリングを実施する。
その際は、書面審査の評価結果を参考とする。
- ② 実施に当たっては、別に定める「ヒアリング実施要領」により行う。
 - (イ) その取組の責任者（取組担当者、学長、理事、副学長等）などに対し、ヒアリングを行う。
 - (ロ) ヒアリングを実施した取組については、「Ⅲ 審査方針」の各項目に留意しつつ、表3により評価を行う。

表 3

区 分	評 価
4	非常に優れている。
3	優れている。
2	妥当である。
1	不十分である。

(3) 部会としての選定候補の決定

部会は、全ヒアリング終了後、合議により総合評価を表4により行い、選定候補（「余裕があれば、選定候補とする」ものも含む）を決定する。

表 4

区 分	評 価
A	選定候補とする。
B	余裕があれば、選定候補とする。
C	選定候補としない。

2 部会長会議における審査

- ① 各部会において決定された選定候補について総合調整を行う必要があるときは、部会長会議において「質の高い大学教育推進プログラム」の取組として相応しいと判断されるものを、表5により選定候補（「余裕があれば、選定候補とする」ものも含む）として決定する。
- ② その際、部会長会議は、各部会が決定した選定候補（「余裕があれば、選定候補とする」ものも含む）について、以下の観点から審議を尽くした上で、合議により総合調整（総合評価及び必要な調整）を行う。

（観点）

- 各部会により決定された選定候補（「余裕があれば、選定候補とする」ものも含む）が、本プログラムの趣旨、目的等に照らして適当なものであるか。
- 当該取組が、選定候補となった他の取組と比較して同等の水準にあると認められるか。

○大学，短期大学，高等専門学校それぞれの目的や役割，機能の違いも考慮した適当なものであるか。

○各部会間で調整すべきことがあるか。

表 5

区 分	評 価
A	選定候補とする。
B	余裕があれば，選定候補とする。
C	選定しない。

3 委員会における審査

質の高い大学教育等推進事業委員会は，各部会又は部会長会議において決定された選定候補（「余裕があれば，選定候補とする」ものも含む）の中から，合議により「質の高い大学教育推進プログラム」の取組として相応しいと判断されるものを，表6により選定取組として決定する。

表 6

区 分	評 価
○	選定する。
×	選定しない。